

一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定) 経営許可申請の手引き

令和7年3月
北海道運輸局自動車交通部旅客第二課

目次

I. 福祉輸送事業限定許可の概要

1. 福祉輸送事業限定の許可とは	1
2. 旅客の範囲の制限	1
3. 営業方法等の制限	1
4. 使用できる車両	1
5. 運賃について	2

II. 許可申請等の手続き

1. 運輸開始までの流れ	4
2. 申請書類とその作成例	5~15
3. 法令試験	16
4. 資金状況等の審査	17

III. 許可後の手続き

1. 運輸開始までの手続き	18
---------------	----

IV. 審査基準等

1. 審査基準等	19
----------	----

ご注意ください

本資料は、一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の新規許可申請をご検討されている方のために、本制度の概要や、申請から許可取得までの流れを簡単に記したものです。

北海道運輸局HPIには、審査基準などが掲載されておりますので、申請の前にそちらをご確認ください。

I. 福祉輸送事業限定許可の概要

1. 福祉輸送事業限定の許可とは

福祉輸送事業限定の許可とは、道路運送法第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー)の許可のうち、障害者等の運送に業務を限定した許可です。

一般のタクシー



福祉輸送事業限定許可



2. 旅客の範囲の制限

福祉輸送サービスの対象となる旅客の範囲は以下の①～⑤に掲げる者及びその付添人とする。

- ① 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- ② 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
- ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- ④ 上記①～③に該当する者の他、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者
- ⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者

3. 営業方法等の制限

一般のタクシーとは違い、流し営業や客待ちが出来ません。
運送の引き受けは、営業所にて行わなければなりません。

4. 使用できる車両

①福祉車両

車いす自動車若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の条項を容易にするための装置を設けた自動車



②セダン型等の一般車両

上記①以外の一般車両

※福祉車両以外の車両を使用する場合は、下記の要件を満たす必要。

- ・財団法人全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員修を終了していること
- ・介護福祉士の資格を有していること
- ・訪問介護員の資格を有していること
- ・サービス介助士の資格を有していること



I. 福祉輸送事業限定許可の概要

5. 運賃について

① ケア運賃(設定必須)

- ・下記②③以外の場合。
- ・介護運賃を設定しない場合は自動認可運賃に準ずる額。

② 介護運賃

- ・介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する介護サービス計画(ケアプラン)又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して又は一体として行う輸送を行う場合。
- ・設定するためには、訪問介護事業所の指定を受けていることが必要。

③ 民間救急運賃

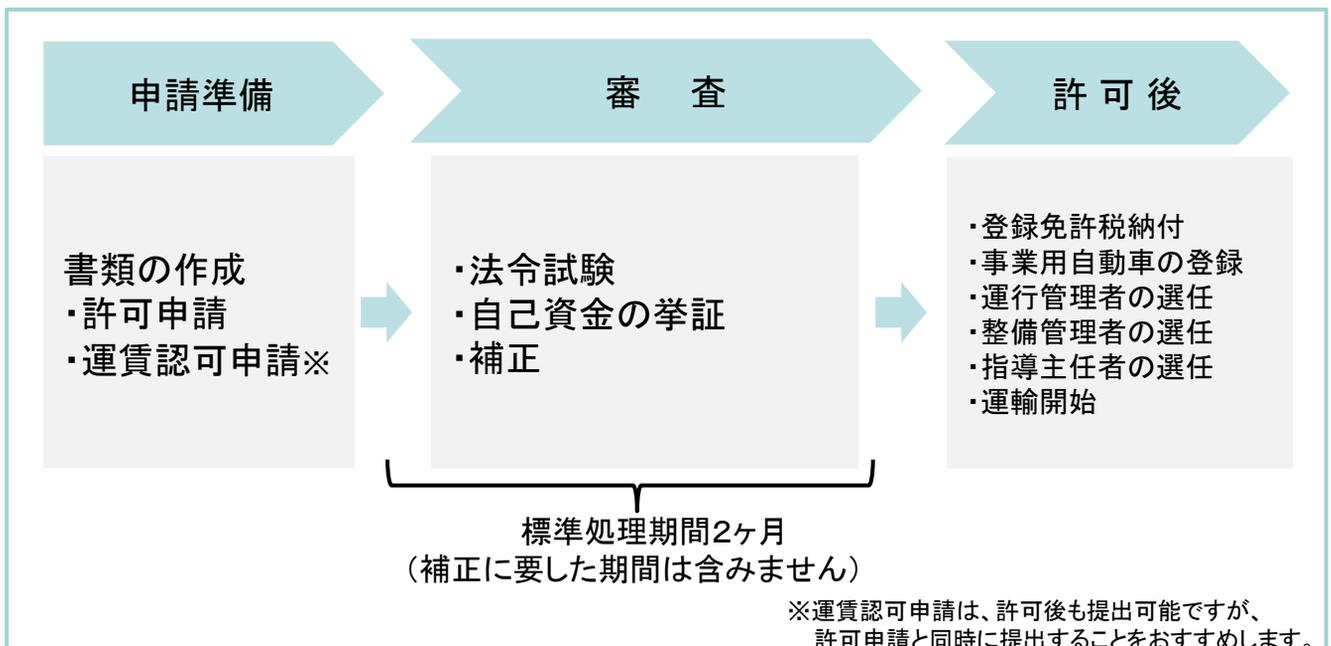
- ・福祉輸送サービスのうち、消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスにより患者の輸送を行う場合。



II. 許可申請等の手続き

1. 運輸開始までの流れ

まずは、許可申請書の書類を作成する必要があります。
ご自身で作成されるか、行政書士等に依頼するなどして作成してください。
標準処理期間は2ヶ月ですので、余裕をもって申請してください。
(申請書類とその作成例は次ページ以降記載しております。)
許可後も運輸開始までに行うべき手続きが多くありますので、注意してください。



II. 許可申請等の手続き

2. 申請書類とその作成例

●許可申請書(鑑)

一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)経営許可申請書

北海道運輸局長 殿		申請年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
申請者等	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 北海道北海市北海区北海町〇〇-〇		フリガナ	ホッカイ ジロウ
	フリガナ	ホッカイイテロウ		氏名	北海 二郎
	名称	㈱北海一郎		所属	〇〇部〇〇課
	フリガナ	ホッカイ イテロウ		TEL	011-000-0000
	代表者名	代表取締役 北海 一郎		メール	〇〇〇〇@〇〇〇

事業計画								
事業の種類	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)							
営業区域	〇〇運輸支局管内							
主たる事務所	名称	本社営業所		TEL	011-000-0000			
	位置	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 主たる事務所と同じ						
営業所	名称	本社営業所		TEL	011-000-0000			
	位置	<input type="checkbox"/> 主たる事務所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 北海道北海市北海区北海町〇〇-〇						
自動車庫	位置	北海道北海市北海区北海町〇〇-〇		収容能力	25m	営業所との距離		
						<input checked="" type="checkbox"/> 併設 <input type="checkbox"/> m <input type="checkbox"/> 併設 <input type="checkbox"/> m		
営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びにその種別ごとの数	福祉輸送限定車両 ※該当する項目にチェックを入れ、車両数を記入願います。							
	特種車両(8ナンバー)							
	<input checked="" type="checkbox"/> 特種車両 <input type="checkbox"/> 軽特種車両	<input type="checkbox"/> 大型車 <input type="checkbox"/> 中型車	<input type="checkbox"/> 小型車 <input checked="" type="checkbox"/> 普通車	<input checked="" type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 兼用 <input type="checkbox"/> 寝台	1両			
	上記以外の車両(3ナンバー、5ナンバー)							
<input type="checkbox"/> 一般車両 <input type="checkbox"/> 軽自動車	<input type="checkbox"/> 特定大型車 <input type="checkbox"/> 大型車	<input type="checkbox"/> 中型車 <input type="checkbox"/> 小型車	<input type="checkbox"/> 普通車	<input type="checkbox"/> 回転シート等装備あり <input type="checkbox"/> 回転シート等装備なし	両			
【車両の明細】								
自動車登録番号 又は車台番号	車名	年式	乗車定員	長さ	幅	車種区分	自動車の保有形態	備考
札幌800あ0000	〇〇	H27	7人	463cm	172cm	普通	<input checked="" type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース	
							<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース	
							<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> リース	
運送約款	<input checked="" type="checkbox"/> 標準運送約款を適用する。 <input type="checkbox"/> 別途、運送約款の設定認可申請をする。							

(官庁使用欄)

整理No.()

支局 受付印	本局 受付印

Ⅱ. 許可申請等の手続き

●事業の開始に要する資金の総額

様式 1

2. 事業の開始に要する資金の総額

項 目	必 要 額	記 入 要 領		
(イ) 車 両 費	1,500,000	一括払いの場合は取得価格（未払金含む） 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料 リースの場合は2ヶ月分のリース料		
(ロ) 土 地 費	200,000	一括払いの場合は取得価格（未払金含む） 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料		
(ハ) 建 物 費	200,000	一括払いの場合は取得価格（未払金含む） 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料		
(ニ) 機 械 器 具 及 び 什 器 備 品	200,000	工具やタクシーメーター等が必要な場合 取得価格（未払金含む）		
(ホ) 運 転 資 金	運 送 費	人 件 費	2,000,000	(2ヶ月分)
		燃 料 油 脂 費	150,000	(2ヶ月分)
		修 繕 費	50,000	(2ヶ月分)
		そ の 他 経 費	30,000	(2ヶ月分)
	管 理 経 費	人 件 費	300,000	(2ヶ月分)
		そ の 他 経 費	30,000	(2ヶ月分)
	小 計	2,560,000		
(ヘ) 保 険 料 等	自 賠 責 保 険 料	12,670	(1年分)	
	任 意 保 険 料	300,000	(1年分)	
	自 動 車 重 量 税	13,000	(1年分)	
	自 動 車 税	13,800	(1年分)	
	自 動 車 取 得 税	100,000	(全 額)	
	登 録 免 許 税	30,000	(全 額)	
	小 計	469,470		
(ト) そ の 他 創 業 費	100,000	広告宣伝費、看板代等（全額）		
合 計	5,229,470			

Ⅱ. 許可申請等の手続き

●資金の調達方法(様式2)

様式 2

3. 資金の調達方法

① 法人の場合

イ. 既存法人

項 目	申請事業充当額
現金預金	6,000,000
その他流動資産	
調達資金合計(自己資金)	6,000,000

ロ. 設立法人

出 資 者 名	出 資 金 額
出 資 金 額 合 計	

② 個人の場合

金 融 機 関 名	申請日現在預貯金額
合 計	

Ⅱ. 許可申請等の手続き

●休憩施設等の概要(様式3)

様式 3

5. 事業用自動車の乗務員の休憩、仮眠又は睡眠のための施設の概要書

位 置	種 別	面 積 (㎡)	所有の別 借入
北海道北海市北海区北海町〇〇-〇	<input checked="" type="checkbox"/> 休憩 <input type="checkbox"/> 睡眠	10	<input type="checkbox"/> 所有 <input checked="" type="checkbox"/> 借入
	<input type="checkbox"/> 休憩 <input type="checkbox"/> 睡眠		<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 借入

※1 種別欄には、休憩、仮眠又は睡眠室の別を「✓」チェック(■でも可)。

※2 面積算定上の端数は、小数点第3位を切り捨てして下さい(小数点第2位まで記載)。

※3 所有/借入欄には、所有又は借入の別を「✓」チェック(■でも可)。

Ⅱ. 許可申請等の手続き

●都市計画法等関係法令に係る宣誓書(様式4)

様式 4

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち営業所及び自動車車庫並びに、休憩・仮眠施設等については、都市計画法等関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 北海道北海市北海区北海町〇〇一〇

名 称 株式会社 北海一郎

代表者名 北海一郎

Ⅱ. 許可申請等の手続き

●事業用自動車の任意保険等に係る宣誓書(様式5)

様式 5

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2の規定に基づく平成17年国土交通省告示第503号に定める基準に適合する任意保険又は共済に、計画車両全て加入いたします。

上記に相違ないことを宣誓いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 北海道北海市北海区北海町〇〇-〇
名 称 株北海一郎
代表者名 北海 一郎

Ⅱ. 許可申請等の手続き

●役員名簿(法人のみ)

役員名簿

役 職	氏 名	常勤・非常勤の別
代表取締役	北海 一郎	常 勤 ・ 非常勤
		常 勤 ・ 非常勤

Ⅱ. 許可申請等の手続き

●欠格事由や法令遵守に係る宣誓書(様式6)

様式 6

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

1. 道路運送法第7条各号のいずれにも該当いたしません。
2. 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可及び認可申請の審査基準（平成14年1月23日付北海道運輸局公示第54号）記1（10）③の各規定のいずれにも該当しております。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

事実と反した場合は、許可の取消等の処分を受けても異議の申し立てはいたしません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 北海道北海市北海区北海町〇〇一〇

氏 名 北海 一郎

※法人の場合は役員毎に作成必要

Ⅱ. 許可申請等の手続き

●社会保険に係る宣誓書(様式7)

様式 7

北海道運輸局長 殿

宣 誓 書

健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)(以下「社会保険等」という。)に基づき社会保険等へ加入義務のある者については、適切に社会保険等へ加入いたします(しております)。

上記に相違ないことを宣誓いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 北海道北海市北海区北海町〇〇-〇

名 称 株式会社 北海一郎

代表者名 北海 一郎

II. 許可申請等の手続き

●その他の添付書類

○営業所、自動車車庫、休憩施設等の概要や付近状況を記載した書類

- ・案内図
- ・見取り図
- ・平面図

○営業所、自動車車庫、休憩施設等の使用権原を証する書類

自己保有・・・不動産登記簿謄本、不動産登記事項証明等
借入・・・賃貸借契約書、使用承諾書等の写し
(※契約期間1年以上)

○計画する事業用自動車の使用権原を証する書類

自己保有・・・自動車検査証記録事項、譲渡証明書、売買仮契約書等の写し
リース等・・・リース契約書の写し(※リース期間1年以上)

○既存の法人にあっては、次に掲げる書類

- ・定款又は寄付行為
- ・登記事項証明
- ・最近の事業年度における貸借対照表
- ・役員又は社員の名簿及び履歴書

○個人にあっては、次に掲げる書類

- ・資産目録
- ・戸籍抄本
- ・履歴書

○社会保険加入義務者が社会保険等に参加することを証する書類等

○申請者が介護サービス事業者の場合には次に掲げる書類

- ・訪問介護事業所又は居宅介護事業所に係る指定書等の写し

☆様式のデータは北海道運輸局HPに掲載しています。

3 タクシー事業に係る申請書等	
A. 一般乗用旅客自動車運送事業(ハイヤー・タクシー)	
▶ ①経営許可申請書(Excel) 302KB)	
▶ ②事業計画(事業用自動車の数)変更届出書(Excel) 69KB)	
▶ ③事業計画等変更認可申請書・届出書(Excel) 190KB)	
▶ ④(格納主任者兼任(家事))届出書(Word) 34.5KB)	
▶ ⑤運賃申請書(Excel) 59KB)	
▶ ⑥運賃料金適用方法(以下より該当の管轄支局を選択) ・札幌【タクシー】(Excel) 135KB) ・ 釧路市型ハイヤー(Excel) 20KB)	
・函館(Excel) 56KB) ・ 旭川(Excel) 56KB) ・ 室蘭(Excel) 46KB)	
・釧路(Excel) 55KB) ・ 帯広(Excel) 58KB) ・ 北見(Excel) 67KB)	
・時節別運賃のみ(Excel) 18KB)	
B. 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)	
▶ ①経営許可申請書(Excel) 276KB)	
▶ ②事業計画(事業用自動車の数)変更届出書(Excel) 69KB)	
▶ ③事業計画等変更認可申請書・届出書(Excel) 190KB)	
C. 一般乗用旅客自動車運送事業(個人タクシー事業)	
▶ ①許可・譲渡譲受・相続申請書(Excel) 156KB)	
▶ ②更新申請書(Excel) 165KB)	
▶ ③代価運転承認申請書(Excel) 38KB)	
▶ ④休止・廃止届出(Excel) 33KB)	
▶ ⑤受検申込書(Excel) 14KB)	
D. 法人タクシー事業者による自家用自動車有償運送(自家用車活用事業)	
▶ ①届出書(Word) 17KB)	
▶ ②許可申請書(Excel) 55KB)	
E. 訪問介護事業所等のヘルパー車両による自家用自動車有償運送(ヘルパー有償運送)	
▶ ①有償運送の許可申請書・変更届出及び廃止届出(Excel) 141KB)	
F. 事業報告書・実績報告書等	

運賃料金設定認可申請

経営許可申請

URL↓

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabet-su/jidousya/yoshiki/index.html>

QRコード→



Ⅱ. 許可申請等の手続き

3. 法令試験

申請後、申請者が法令に関する知識を十分に有しているか否かを判断するため、「**法令試験**」を実施します。
この試験に合格できなければ許可になりません。

(1) 実施時期

- ・申請日より概ね1ヶ月後を目安に実施。(運輸支局より案内)

(2) 実施場所

- ・札幌運輸支局管内の申請は本局にて実施。
- ・それ以外は各支局にて実施。

(3) 受験資格

- ・申請者本人
- ・法人の場合は、許可後に一般乗用旅客自動車運送事業に専従する役員。(複数名の受験可)

(4) 試験範囲(各法令をクリックすると法令検索サイトe-GOVへ接続されます。)

- ・[道路運送法](#)、[同法施行令](#)、[同法施行規則](#)
 - ・[旅客自動車運送事業運輸規則](#)、[旅客自動車運送事業等報告規則](#)
 - ・[自動車事故報告規則](#)
- ※試験当日、自動車六法等の持ち込みが可能です。

(5) 問題形式

- ・○×方式、語群選択方式 全40問

(6) 合格基準

- ・28問以上の正解で合格



II. 許可申請等の手続き

4. 資金状況の審査

資金状況の審査のため、申請後に残高証明書等を提出していただきます。

※申請日以降、自己資金額が資金計画を下回っていた場合は、許可になりません。

(1) 提出するもの

- ・申請日及び運輸局が指定する日時点の残高を証明する残高証明書
又は申請から法令試験実施日現在の明細が記載されている通帳原本の提示。

(2) 提出時期

- ・法令試験実施の際に提出。

様式 1

2. 事業の開始に要する資金の総額

項 目	必 要 額	記 入 要 額
(イ) 車 両 費	1,500,000	一括払いの場合は取得価格（未払金含む） 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料 リースの場合は2ヶ月分のリース料
(ロ) 土 地 費	200,000	一括払いの場合は取得価格（未払金含む） 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料
(ハ) 建 物 費	200,000	一括払いの場合は取得価格（未払金含む） 分割の場合は頭金及び2ヶ月分の賃借料
(ニ) 機 械 器 具 及 び 什 器 備 品	200,000	工具やタクシーメーター等が必要な場合 取得価格（未払金含む）
(ホ) 運 送 資 金	人 件 費	2,000,000 (2ヶ月分)
	燃 料 油 脂 費	150,000 (2ヶ月分)
	修 繕 費	50,000 (2ヶ月分)
	そ の 他 経 費	30,000 (2ヶ月分)
	管 理 経 費	人 件 費 300,000 (2ヶ月分)
	そ の 他 経 費	30,000 (2ヶ月分)
小 計	2,560,000	
(ヘ) 保 険 料 等	自 賠 責 保 険 料	12,670 (1年分)
	任 意 保 険 料	300,000 (1年分)
	自 動 車 重 量 税	13,000 (1年分)
	自 動 車 税	13,800 (1年分)
	自 動 車 取 得 税	100,000 (全 額)
	登 録 免 許 税	30,000 (全 額)
	小 計	469,470
(ト) そ の 他 創 業 費	199,930	広告宣伝費、看板代等（全額）
合 計	5,229,470	

所要資金合計額以上の金額を申請日以降常時確保しなければ、許可になりません。

Ⅲ. 許可後の手続き

1. 運輸開始までの手続き

許可になったら直ぐに仕事を開始出来る訳ではありません。
運輸開始前に、下記の手続きを終了させる必要があります。

(1) 登録免許税の納付

登録免許税法の規定により、許可に対して3万円の税金が発生します。
許可の日より1ヶ月以内に、税務署等で納付する必要があります。

(2) 運賃料金設定認可申請

運賃について、許可申請とは別に認可申請を提出し認可を受ける必要があります。
許可申請と同時に提出することができます。
金額や形態につきましては、運輸支局までご相談ください。

(3) 運行管理者、整備管理者の選任

車両数が5両以上の場合は、有資格者の選任が必要です。
その場合、運輸支局 検査整備・保安担当へ届出が必要です。

(4) 指導主任者の選任

乗務員への指導等を担う、指導主任者の選任が必要です。
全ての事業者で選任が必要です。

(5) 事業用自動車の登録

運輸支局 登録担当にて、手続きが必要です。
窓口の混雑が予想されるため、必要書類などは事前にお問い合わせください。

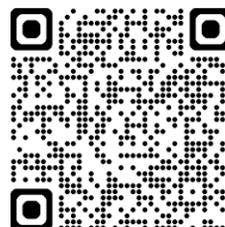
☆お問い合わせ先一覧は北海道運輸局HPにてお確かめください。

運輸支局等組織のご案内		印刷用ページ
支局名・事務所名もしくは庁舎名をクリックしていただくとアクセス案内となります。運輸支局の管轄区域は こちら をクリックしてください。 ※ 音声ガイドが載った後に、097をプッシュして下さい。オペレーターが対応いたします。		
札幌運輸支局		
〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目1-1		
電話	総務企画担当	011-731-7166
	輸送・監査担当	011-731-7167
	検査整備保安担当	011-731-7168
	登録手続き案内	050-5540-2001※
	函館運輸支局	
〒041-0824 函館市西栲楼町555番24		
電話	総務企画担当	0138-49-8982
	輸送・監査担当	0138-49-8983
	検査整備保安担当	0138-49-8984
	運輸担当	0138-49-9901
	船舶担当	0138-49-9902
	船員担当	0138-49-9903
	運輸労務監理官	0138-49-9904
	船舶検査官(船舶測定官、外国船舶監督官)	0138-49-9905
	登録手続き案内	050-5540-2002※

URL↓

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/header/si-kyoku/index.html>

QRコード→



IV. 審査基準等

1. 審査基準等

本事業に係る審査基準などを公開しておりますので、申請前にご一読ください。
主な文書は下記のとおりです。

- (1) 法人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準
- (2) 法人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準の細部取扱いについて
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)の許可等の取扱いについて
- (4) 福祉輸送サービスを行う一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金について
- (5) 患者等の輸送サービスを行うことを条件とした一般乗用旅客自動車運送事業の許可及び認可申請の審査基準の細部取扱い
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について

☆掲載ページ

その他の基準等も、北海道運輸局のHPに掲載しておりますので、是非ご確認ください。

ハイヤー・タクシー事業について 印刷用ページ

2025年1月28日 更新

一般乗用旅客自動車運送事業(ハイヤー・タクシー)はドア・ツードアの便利なサービスをいつでも提供し、特に体の不自由な人など移動に制約のある人に優しい公共交通機関としてその役割は重要です。
このような旅客自動車運送事業を始めるためには、道路運送法の規定に基づき北海道運輸局長の許可を受けなければなりません。
許可を受けるに当たっては、道路運送法によるほか事業ごとに定められた審査基準に適合する必要があります。

A 事業の種類

- 一般乗用旅客自動車運送事業(ハイヤー・タクシー)
・1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する事業
- 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定)
・1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って、要介護者、要支援者、身体障害者、肢体不自由等により単独での移動が困難な者であって、公共交通機関の利用が困難な旅客を運送する事業
- 特定旅客自動車運送事業
・特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する事業

B 通達・審査基準等

1. タクシー

- 法人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準
(平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第54号) [法人タクシーの営業所が存在しない市町村一覧](#)
- 法人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準の細部取扱いについて
(平成14年1月22日付け北自旅二第486号)
- 旅客自動車運送事業用自動車の保管場所に関する基準
(平成3年7月1日付け北海道運輸局公示第20号)
- 一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する標準処理期間
(平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第53号)
- 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の表示等に関する取扱い
(平成16年1月23日付け北海道運輸局公示第38号)
- 事業計画にタクシー及びハイヤーの別ごとの数を記載する地域の指定について
(平成14年2月1日付け北海道運輸局公示第70号)
- 一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録簿による記録を義務付ける地域等の指定について

URL↓

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunya/betsu/jidousya/haitaku/index.html>

QRコード→

